

みなとの歴史散歩

No.25

皆野町及び周辺地域の灯火用具

(町指定有形民俗文化財)

社会教育担当 望月暁

新しく指定された町の文化財

令和3年1月、町指定有形民俗文化財に「皆野町及び周辺地域の灯火用具」が追加されました。灯りとして使われた道具295点で、有形民俗文化財に分類されます。

民俗文化財には、衣・食・住や生業、信仰、年中行事など、人々の暮らしを構成するもので、かつ人々の生活の移り変わりをよくあらわすものが指定されます。モノに着目した「有形」と、ヒトが習い覚え、伝えてきた技や習俗に着目する「無形」に分かれます。

「皆野町及び周辺地域の灯火用具」

今回指定された295点は、19世紀初頭(江戸時代)の銘が残るものから、昭和前半に使われたものまで、最低でも約150年の幅があり、近世から現代までの灯りの変化をたどることができます。代表的なものを紹介します。

① 行燈、燈籠、提燈

行燈は室内用の照明具、燈籠は、庭園や神社などに設けられるもの、提燈は蛇腹のように伸縮し、使わない時は折りたためる野外用照明です。

燈籠は、盆に掲げる高灯籠や武士によ

る戦勝祈願のための献灯など、照明器具以外の性格を持っています。行燈はもとも手持ちの照明器具でしたが、江戸時代中ごろに室内照明具として普及しまし

② 灯火皿

た。写真のものでは、横板の穴に灯火皿を据えています。油を入れ替えやすいように、火おおいを取り外して差し込めるようにしています。

灯火皿は油皿と受台からなります。油を入れた油皿に灯心をもたせかけ、火を灯して使います。この際、油が灯心をつたって口縁から皿の外へこぼれることがあるため、それを受ける受台を油皿の下に置いていきます。

③ ひょうそく(タンコロ)

鉢や高坏状の器に、灯心を差し込むための突起をつけたものです。灯火皿に比べて器が深いため容量があり、持ち運びの際も安定性があります。灯心をつたって油がこぼれる心配も少なくなっています。写真のように手持ち用に把手をつけ、急須のような優美な作品もあります。これだと灯火皿と同じく油がこぼれてしまうので、受け台を設けています。

④ 籠燈

池波正太郎の「鬼平犯科帳」など時代劇が好きなかたであれば、盗賊を捕らえ

るシーンでこの道具を見たことがあるかもしれません。現代の懐中電灯に近いもので、筒の中に燭台が据えられています。筒をどこへ向けても、ローソクが常に真上を向くようにつくられており、激しい動きにも対応できます。光は正面を直線状に照らす仕組みになっています。

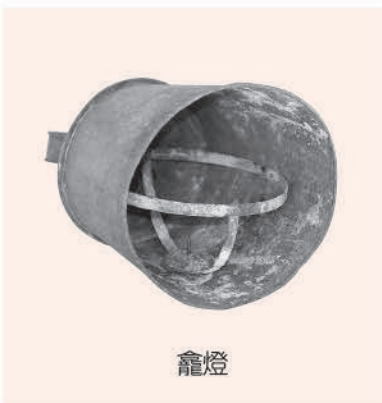
これらの灯火用具は現在、文化財倉庫(旧農山村具展示館)に保管、保存されています。月1回、第4日曜日に開館しますので、ぜひ見に来てください。開館日は広報裏表紙のカレンダーに記載されています。



提燈

燈籠

行燈



籠燈



ひょうそく(タンコロ)



灯火皿